

令和7年8月6日  
社会福祉法人観音の里  
理事長 吉見 多喜雄

特別養護老人ホーム高城園新築工事請負契約に係る  
制限付き一般競争入札について（公告）

特別養護老人ホーム高城園新築工事請負契約に係る制限付き一般競争入札を下記のとおり行うについて、本入札に参加する者に必要な資格及び落札者決定基準を特別養護老人ホーム高城園 新築工事に係る制限付き一般競争入札実施要綱により公告します。

記

1 入札に付する工事名等

- (1) 工事名 特別養護老人ホーム高城園 新築工事
- (2) 工事場所 建設地：宮崎県都城市高城町大井手111番地1、他10筆
- (3) 完成期限 令和8年3月31日
- (4) 工事概要
  - ア 構造等 木造1階建
  - イ 延床面積 2,510.34平方メートル
  - ウ 工事内容 新築工事及び外構工事

2 予定価格に110分の100を乗じて得た価格  
落札決定後に公表

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本公告の日現在において、都城市内に本店を有している者であること。
- (3) 令和7年度都城市建設工事等競争入札参加資格者名簿に記載の上、令和7年度建設業者等級格付記載された建築一式工事の等級が「A級」であること。
- (4) 建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、建築工事業の許可を受けてからの営業年数が5年以上であること。
- (5) 建築工事業につき特定建設業の許可を有していること。
- (6) 本工事に係る設計業務等の受託者（久保建築創造ラボ株式会社 鹿児島市上荒田町23-2-201）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

- (7) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (8) 本公告の日から入札参加資格確認申請の提出期限の日までの間において、都城市建設工事等有資格業者の指名停止等の措置に関する要綱（平成18年1月1日制定。以下「指名停止に関する要綱」という。）に基づく指名停止又は都城市が行う契約からの都城市暴力団排除条例（平成23年9月26日制定。以下「暴力団排除条例」という。）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（これらの手続開始の決定後に建設業法に基づく経営事項審査を受け、かつ、更生計画又は再生計画が認可された者を除く。）でないこと。
- (10) 本公告の日現在において、監理技術者資格者証（建築）の交付を受け、かつ、監理技術者講習修了証を有している者であって、連続して3月以上の直接的な雇用関係にあるものを、本工事に専任で配置できること。

#### 4 落札者決定基準等

##### (1) 落札者の決定方法

- ア 予定価格及び最低制限価格の範囲内で入札した者のうち、入札金額が最も低い者を落札者とする。
- イ アにおいて、入札金額が最も低い者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。
- ウ 落札決定の日までにおいて、指名停止に関する要綱に基づく指名停止又は暴力団排除対策要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者については、落札者としていない。

#### 5 入札参加希望の申請方法等

- (1) 本工事の入札に参加を希望する者は、令和7年8月18日午後5時までに制限付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）と次に掲げる書類（以下「申請関係書類」という。）を発注者に直接持参しなければならない。

なお、上記日時までに申請書及び申請関係書類を提出した者で、入札参加資格があると認められたものでなければ、本入札に参加することができない。

- ア 名称等調書
- イ 施工実績調書
- ウ 専任配置予定の技術者等調書
- エ 登録通知書の写し

##### (2) 申請関係書類の受付時間

午前9時00分から午後5時まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

- (3) 申請関係書類の提出部数（申請書を直接持参する場合にあっては、申請書の提出部数を含む。） 各 1 部
- (4) その他
  - ア 申請書及び申請関係書類の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
  - イ 提出された申請書及び申請関係書類は、返却しない。
  - ウ 申請書及び申請関係書類の様式は、高城園ホームページ（<https://www.takajyouen.jp/>）において入手することができる。
  - エ 申請書及び申請関係書類において、虚偽の記載又は著しく不適切な記載がある場合は、本工事の入札に参加することができない。

#### 6 入札参加資格の審査及び通知等

- (1) 入札参加資格は、提出された申請書及び申請関係書類により審査し、その結果は令和 7 年 8 月 29 日（金）までに書面により通知する。
- (2) 入札参加資格がないと認められた者は、通知を受けた日から起算して 7 日以内に発注者に対して、入札参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができる。なお、説明を求める場合には、5 (2) の受付時間内に高城園に書面を持参して行わなければならない。
- (3) (2) の説明を求められたときは、令和 7 年 9 月 9 日（火）までに書面により回答する。

#### 7 設計図書等の閲覧等及び質疑応答

- (1) 本工事の図面、仕様書及び閲覧用設計書（以下「設計図書等」という。）は、電子データを CD にて配布することにより閲覧に供するものとする。CD は、連絡先に記載したメールアドレス宛に入手の依頼をする。また、閲覧用 CD は落札者にて一括購入とする。
- (2) 設計図書等に関して質問がある場合には、質問事項を記載した質疑応答書を問い合わせ先に記載した電子メール宛に提出しなければならない。
  - ア 受付期間  
本公告の日から令和 7 年 9 月 5 日（金）午後 5 時まで
  - イ その他  
設計図書等に関する質疑応答書の様式は、別に指定する様式により提出すること。なお、様式は、連絡先に記載したメールアドレス宛に入手依頼をすることができる。
- (3) (2) に対する回答は、令和 7 年 9 月 11 日（木）午後 5 時までに送信元のメールアドレス宛に回答する。

## 8 現場説明会

実施しない。

## 9 入札の方法

- (1) 入札は、紙入札により行う。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、3回とする。

## 10 入札の日時及び場所

- (1) 日時 令和7年9月中旬（予定）※現場説明要項書に記載 15時00分
- (2) 場所 未定 ※現場説明要項書に記載

## 11 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金は、免除とする。
- (2) 契約保証金は、免除とする。

## 12 工事費内訳書

- (1) 入札に際し、入札書に記載される入札金額と一致する工事費内訳書を準備しておくこと。
- (2) 落札者は、工事費内訳書を提出すること。

## 13 最低制限価格

設定する。

## 14 低入札調査基準価格

設定しない。

## 15 開札の日時

令和7年9月中旬（予定）※現場説明要項書に記載 15時15分

## 16 入札の無効等

- (1) 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 入札に参加する資格のない者及び申請書に虚偽の記載をした者のした入札
- イ 委任状を持参しない代理人のした入札
- ウ 記名押印のない入札書又は記載事項を判読しがたい入札書による入札
- エ 2 以上の入札書（他の入札参加者の代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- オ 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- カ 入札金額以外の記載事項について訂正し、訂正事項に訂正印のない入札書による入札
- キ 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記入した入札書による入札
- ク 明らかに連合によると認められる入札
- ケ その他入札に関する条件に違反した入札

- (2) 代理人による入札をしようとするときは、入札前に委任状を提出すること。
- (3) くじによる落札者の決定においては、当該入札者は、くじを辞退することはできない。
- (4) 提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

#### 1 7 入札又は開札の延期

やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、入札又は開札を延期することがあり、この場合、入札参加資格者には別途通知する。

#### 1 8 配置予定技術者の確認

落札者の決定後、申請関係書類に記載した配置予定の監理技術者を専任配置できないという事実が確認された場合は、原則として、監理技術者の変更は認めず、契約を結ばないものとする。ただし、発注者が、やむを得ない理由があると認めるときは、3 (10) に掲げる基準を満たす他の監理技術者に変更することができる。

#### 1 9 問い合わせ先

〒 8 8 5 - 1 2 0 2 宮崎県都城市高城町穂満坊 3 4 1 6

社会福祉法人観音の里

電話 0 9 8 6 - 5 8 - 4 5 5 0 電子メール kannon@mist.ocn.ne.jp

設計監理業務委託先

〒 8 9 0 - 0 0 5 5 鹿児島市上荒田町 2 3 - 2 - 2 0 1

久保建築創造ラボ株式会社

電話 0 9 9 - 8 1 3 - 0 2 7 2 電子メール seba@kubo-lab.jp